

阪南市児童発達支援センター－安心安全給食特区

都道府県名：	大阪府	
申請主体名：	阪南市	
区域の範囲：	阪南市の全域	
特区の概要：	<p>指定管理者制度で運営している障がい児通園施設は、地域の拠点として、子どもたち一人ひとりの発達の特性に応じた集団及び個別療育を展開している。平成28年4月から施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育施設として児童発達支援センター化を予定している。現在行っている週2回の給食の外部搬入方式を継続、拡充することで、アレルギー対応等、より食事内容の充実を図り、食育を推進する。</p>	
適用される規制の特例措置：	<p>児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業</p>	



たんぽぽ園の外観



施設における食育の一場面
(カレー作り)